

静岡県告示第417号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和3年4月16日から起算して15日間、いとう漁業協同組合網代支所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県熱海市網代80-1	菊地 賢次
静岡県熱海市網代455-3	長谷川 努
静岡県熱海市下多賀1639-103	大島 幸雄
静岡県熱海市網代285	土屋 明彦
静岡県熱海市網代427	中村 誠

2 加入区

網代加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

いとう漁業協同組合